令 和 元 年 度

特 別 会 計 補 正 予 算 書

国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算（第４号）
公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
生活排水処理事業特別会計補正予算（第５号）
笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
水 道 事 業 会 計 補 正 予 算（第５号）

鹿 児 島 県 曽 於 市

国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

令和元年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

令和元年度曽於市の国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ １３７，６９２千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，７２４，７５５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月１４日　提出

曽於市長　　五位塚　剛

第 1 表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		814,892	5,738	820,630
	1 国民健康保険税	814,892	5,738	820,630
2 使用料及び手数料		110	310	420
	1 手数料	110	310	420
4 県支出金		3,962,579	130,818	4,093,397
	1 県補助金	3,962,579	130,818	4,093,397
5 財産収入		1	85	86
	1 財産運用収入	1	85	86
6 繰入金		656,239	△6,040	650,199
	1 一般会計繰入金	598,828	△6,040	592,788
8 諸収入		2,090	6,781	8,871
	1 延滞金・加算金及び過料	13	3,209	3,222
	3 雑入	2,076	3,572	5,648
歳　入　合　計		5,587,063	137,692	5,724,755

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,777	△3,637	69,140
	1 総務管理費	70,025	△2,814	67,211
	2 徴収費	2,436	△675	1,761
	3 運営協議会費	316	△148	168
2 保険給付費		3,918,426	126,552	4,044,978
	1 療養諸費	3,373,657	66,552	3,440,209
	2 高額療養費	524,660	60,000	584,660
3 国民健康保険事業費納付金		1,455,774	0	1,455,774
	1 医療費給付費分	1,069,666	0	1,069,666
6 保健事業費		69,899	△8,406	61,493
	1 保健事業費	38,861	△5,243	33,618
	2 特定健康診査等事業費	31,038	△3,163	27,875
9 諸支出金		4,103	4,528	8,631
	1 償還金及び還付加算金	4,103	4,528	8,631
10 予備費		65,372	18,655	84,027
	1 予備費	65,372	18,655	84,027
歳　出　合　計		5,587,063	137,692	5,724,755

後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和元年度曽於市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ １９，０８５千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ５５６，７９０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月１４日　提出

曽於市長　　五位塚　剛

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		329,099	△14,774	314,325
	1 後期高齢者医療保険料	329,099	△14,774	314,325
2 使用料及び手数料		11	60	71
	1 手数料	11	60	71
4 繰入金		243,666	△4,387	239,279
	1 一般会計繰入金	243,666	△4,387	239,279
6 諸収入		1,053	16	1,069
	1 延滞金及び加算金	1	16	17
歳　入　合　計		575,875	△19,085	556,790

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		22,872	△1,428	21,444
	1 総務管理費	22,222	△1,428	20,794
	2 徴収費	650	0	650
2 後期高齢者医療広域連合納付金		551,952	△17,657	534,295
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	551,952	△17,657	534,295
歳　出　合　計		575,875	△19,085	556,790

介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和元年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和元年度曽於市の介護保険特別会計補正予算（第４号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ １７，１０７千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，６７１，８８２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月１４日　提出

曽於市長　　五位塚　剛

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,578,052	△2,499	1,575,553
	1 国庫負担金	933,189	△600	932,589
	2 国庫補助金	644,863	△1,899	642,964
4 支払基金交付金		1,425,477	△5,377	1,420,100
	1 支払基金交付金	1,425,477	△5,377	1,420,100
5 県支出金		776,307	△4,160	772,147
	1 県負担金	732,423	600	733,023
	2 県補助金	43,884	△4,760	39,124
6 繰入金		894,033	△6,150	887,883
	1 一般会計繰入金	894,033	△6,150	887,883
8 諸収入		6	1,402	1,408
	3 雑入	3	1,402	1,405
9 分担金及び負担金		2,145	△471	1,674
	1 負担金	2,145	△471	1,674
10 財産収入		32	148	180
	1 財産運用収入	32	148	180
歳　入　合　計		5,688,989	△17,107	5,671,882

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		156,236	△1,124	155,112
	1 総務管理費	92,909	△1,103	91,806
	2 徴収費	656	△21	635
2 保険給付費		5,124,968	0	5,124,968
	1 介護サービス等諸費	4,551,700	6,000	4,557,700
	2 介護予防サービス等諸費	138,700	△6,000	132,700
3 地域支援事業費		270,149	△31,110	239,039
	2 包括的支援事業・任意事業費	111,313	△12,119	99,194
	3 一般介護予防事業費	22,142	△296	21,846
	4 介護予防・生活支援サービス事業費	134,948	△18,503	116,445
	5 その他の諸費	1,746	△192	1,554
4 基金積立金		33	148	181
	1 基金積立金	33	148	181
7 予備費		4,620	14,979	19,599
	1 予備費	4,620	14,979	19,599
歳　出　合　計		5,688,989	△17,107	5,671,882

公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

令和元年度曽於市の公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ １１，８４２千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ２４５，５８４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は，「第２表　地方債補正」による。

令和２年２月１４日　提出

曽於市長　　五位塚　剛

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,791	400	4,191
	1 負担金	3,791	400	4,191
2 使用料及び手数料		42,371	595	42,966
	1 使用料	42,370	595	42,965
3 国庫支出金		37,950	△3,019	34,931
	1 国庫補助金	37,950	△3,019	34,931
4 繰入金		116,952	△13,190	103,762
	1 他会計繰入金	116,952	△13,190	103,762
6 諸収入		2	4,472	4,474
	2 雑入	0	4,472	4,472
7 市債		49,600	△1,100	48,500
	1 市債	49,600	△1,100	48,500
歳　入　合　計		257,426	△11,842	245,584

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道事業費		133,069	△12,242	120,827
	1 公共下水道事業費	133,069	△12,242	120,827
2 公債費		123,657	400	124,057
	1 公債費	123,657	400	124,057
歳　出　合　計		257,426	△11,842	245,584

第２表　地方債補正

変更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	28,100	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし，利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	27,300	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし，利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営企業移行債	12,500	〃	〃	〃	12,200	〃	〃	〃

生活排水処理事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和元年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第５号）

令和元年度曽於市の生活排水処理事業特別会計補正予算（第５号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ ２５，８９４千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ８８，２６４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は，「第２表　地方債補正」による。

令和２年２月１４日　提出

曽於市長　　五位塚　剛

第 1 表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,674	△2,838	3,836
	1 分担金	6,673	△2,838	3,835
2 使用料及び手数料		45,042	△77	44,965
	1 使用料	45,041	△126	44,915
	2 手数料	1	49	50
3 国庫支出金		2,024	△2,024	0
	1 国庫補助金	2,024	△2,024	0
4 県支出金		198	18	216
	1 県補助金	198	18	216
5 財産収入		3	17	20
	1 財産運用収入	3	17	20
6 繰入金		22,551	△116	22,435
	1 他会計繰入金	22,551	△116	22,435
8 諸収入		2	26	28
	3 延滞金加算金及び過料	1	26	27
9 市債		37,400	△20,900	16,500
	1 市債	37,400	△20,900	16,500
歳　入　合　計		114,158	△25,894	88,264

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		52,328	△478	51,850
	1 総務管理費	11,297	△463	10,834
	2 施設管理費	41,031	△15	41,016
2 生活排水処理事業費		46,909	△25,359	21,550
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	46,909	△25,359	21,550
3 公債費		14,421	△57	14,364
	1 公債費	14,421	△57	14,364
歳　出　合　計		114,158	△25,894	88,264

第２表　地方債補正

変更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	37,400	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし，利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	16,500	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし，利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし，市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し，又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

令和元年度曽於市の笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ １７７千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ４７，５７２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月１４日　提出

曽於市長　　五位塚　剛

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		64	△25	39
	2 負担金	64	△25	39
2 使用料及び手数料		11,026	△4	11,022
	1 手数料	10	△4	6
4 諸収入		2	206	208
	2 雑入	1	206	207
歳　入　合　計		47,395	177	47,572

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		14,138	△419	13,719
	1 簡易水道事業費	14,138	△419	13,719
3 予備費		29,966	596	30,562
	1 予備費	29,966	596	30,562
歳　出　合　計		47,395	177	47,572

水 道 事 業 会 計 補 正 予 算（第 5 号）

令和元年度曽於市水道事業会計補正予算（第5号）

第 1 条　令和元年度曽於市水道事業会計補正予算(第5号)は，次に定めるところによる。

第 2 条　令和元年度曽於市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科　目	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款　水道事業費用	549,016 千 円	△ 3,343 千 円	545,673 千 円
第 1 項　営業費用	493,573 千 円	△ 3,343 千 円	490,230 千 円

第 3 条　予算第4条本文括弧中，資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額184,454千円は過年度分損益勘定留保資金144,994千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,460千円に改め資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科　目	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款　資本的収入	336,000 千 円	△ 1,700 千 円	334,300 千 円
第 2 項　国庫補助金	109,000 千 円	△ 1,700 千 円	107,300 千 円
	支	出	
第 1 款　資本的支出	518,850 千 円	△ 96 千 円	518,754 千 円
第 1 項　建設改良費	434,543 千 円	△ 96 千 円	434,447 千 円

第 4 条　予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科　目	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	61,455 千 円	△ 1,183 千 円	60,272 千 円

令和　2　年　2　月　14　日提出

曽於市長　五位塚　剛